



# 第2次栗原市集中改革プラン 【前期】

平成22年3月  
宮城県 栗原市

# 目 次

1 目的と位置づけ	.....	1
2 計画期間	.....	1
3 計画の推進体制	.....	1
4 平成22～24年度までの取組目標	.....	2
5 計画の体系	.....	3
6 実施計画	.....	4

## 1 目的と位置づけ

「第2次栗原市集中改革プラン【前期】」は、新たな「第2次栗原市行政改革大綱」に示した内容を着実かつ集中的に推進するための具体的な取り組みを示した計画です。

## 2 計画期間

第2次栗原市集中改革プラン【前期】の計画期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とします。ただし、新たな取り組みの追加や推進状況に合わせた計画の見直しを行い、その時々状況に応じた最適な方法により行政改革を推進します。

## 3 計画の推進体制

集中改革プランは、市長を本部長とする「行政改革推進本部」が中心となり、全庁的な意思統一のもと関係部局が連携をとりながら推進していきます。

また、集中改革プランの進行管理は、専門的知識を有する学識経験のある方、市政に関心を持ち、優れた識見を有する方等で構成する「行政改革懇話会」へ定期的に報告し、様々な視点から意見、提言をいただき着実に推進していきます。

また、集中改革プランの推進状況については、市ホームページ等で公表します。

## 4 平成22～24年度までの取り組み目標

### □人件費を削減します。

**削減目標 700,000千円**

- ・今後3年間、職員採用を控え、期間中に職員を125人削減します。
- ・定年前早期退職者を勧奨します。

### □物件費を徹底して抑制します。

**削減目標 400,000千円**

- ・公共施設について、役割・機能・運営方法等を多角的に検討し、公共施設の整理統合を図ります。
- ・施設の維持管理経費、委託料の見直し、消耗品費等の節減を行い、削減を図ります。

### □補助金を見直し抑制を図ります。

**削減目標 120,000千円**

- ・補助金の交付基準の見直しを図り、補助金の抑制を図ります。

### □公債費の抑制を図ります。

**削減目標 470,000千円**

- ・将来負担を考慮し、市債発行額と償還額のバランスを図り、公債費を抑制します。

### □収納率を向上させ歳入の増加を図ります。

**増収目標 410,000千円**

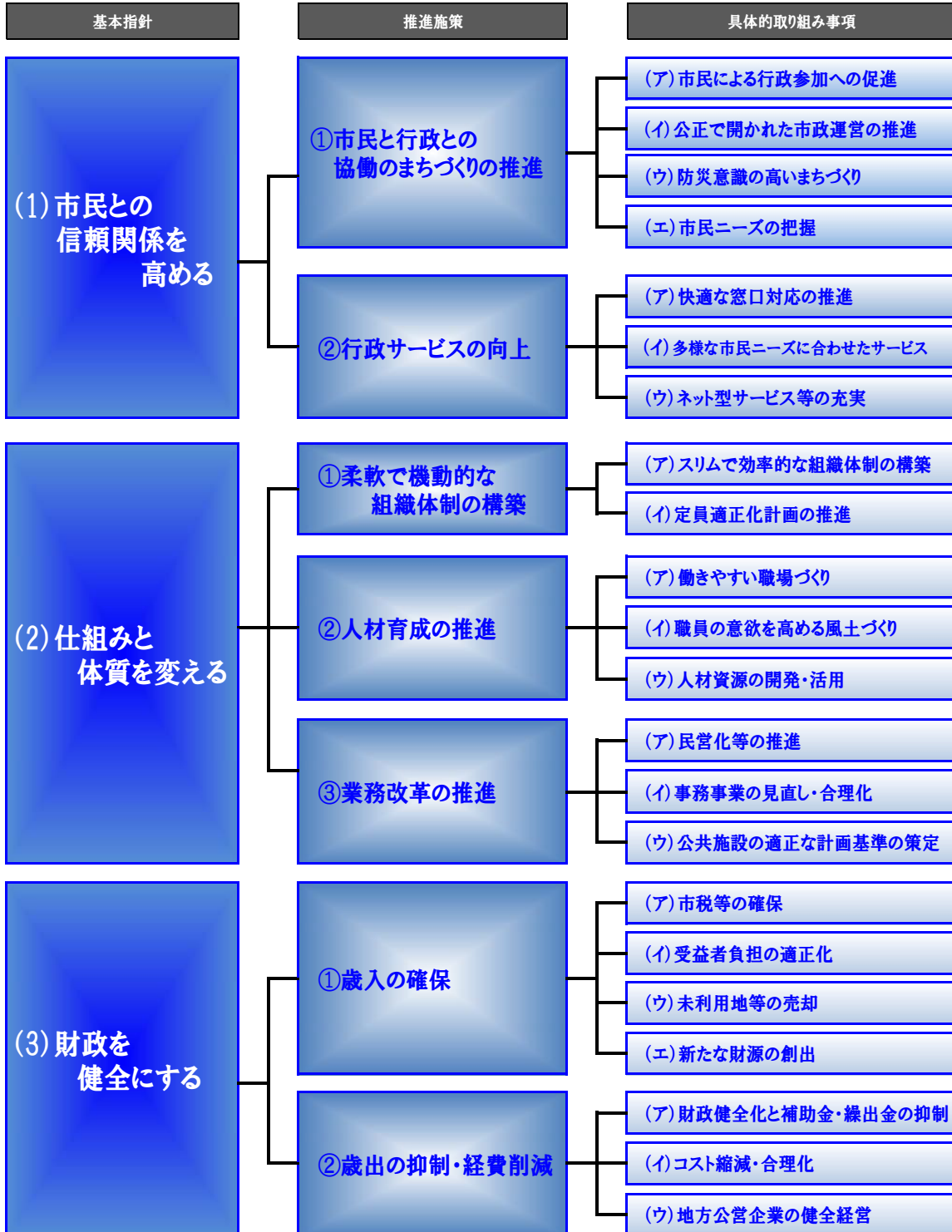
- ・負担の平等性と歳入確保のため、収納率を向上させ歳入の増加を図ります。

※ 栗原市の地方交付税は、平成33年度から現在の交付額より40億円から50億円の減額と見込まれています。そのため、将来の財源不足に備え、集中改革プラン【前期】(平成22～24年度)では、削減目標16億9千万円、増収目標4億1千万円を掲げ、行財政改革に取り組んでまいります。

## 5 計画の体系

【体系図】

第2次栗原市行政改革大綱に基づく第2次栗原市集中改革プランの体系は以下のとおりとします。

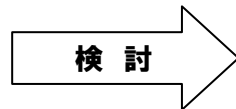


## 6 実施計画

「集中改革プラン」では、「5 計画の体系」に示した行政改革の具体的な取り組み事項毎に実施計画を示しています。

この実施計画は、個別の実施内容プログラム毎に実施時期、達成年度、達成指標等を明示するとともに、内容・数値欄については、削減目標額等の数値設定が可能な実施内容プログラムについては数値目標を設定し取り組むものとします。また、その評価検証を行うことにより、市の行政改革の着実なる推進を目指すものとします。

### 【実施内容プログラムの実施時期の表記】



実施の可否、又は具体的実施内容等について検討時期を示す。(準備期間も含む)



実施内容の目標が概ね達成できるものの達成時期を示す。(実施に向けての試行期間も含む。) なお、指針・計画等の策定等においては、その着手から策定までの期間を示す。

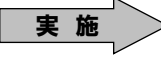


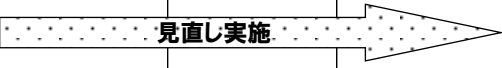
実施内容プログラム実施後における継続的实施期間。または、検証・見直等の継続的な改善充実・拡大の実施期間を示す。

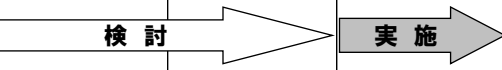
(1) 市民との信頼関係を高める

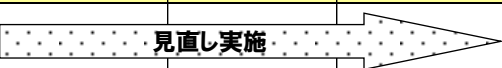
① 市民と行政との協働のまちづくりの推進

(ア) 市民による行政参加への促進

管理 No.	1	実施内容 プログラム	自治会組織の整備			重要度	A
実施概要	地域の自由な発想に基づいたコミュニティ活動を推進するため、自治会及びコミュニティ推進協議会に対しコミュニティ活動に資する情報の提供や活動の支援を行う。 また、自治会又はコミュニティ推進協議会未設立の地区においての推進も併せて行う。				現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度より自治会設立に向け各地区において情報等を提供し、現在247自治会が設立されている。</li> <li>未設立の組織が6行政区存在している。</li> <li>各地区の自治会において地区で出来ることは地区でという意識はだいぶ広がってきている。</li> </ul>	
					課題等	自治会の設立を推進しているが、設立は地域の主体性を尊重している。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 実施 ・自治会設立の推進			H22	自治会組織の整備 未設立の6行政区に対し自治会等の早期設立を推進する。	企画部 市民協働課	

管理 No.	2	実施内容 プログラム	コミュニティ組織一括交付金制度の見直し			重要度	A
実施概要	自治会やコミュニティ推進協議会の創意工夫により、自立的かつ自発的にコミュニティ活動ができるように支援する。				現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度より栗原市コミュニティ組織一括交付金制度が施行され、平成21年度からコミュニティ組織(自治会、コミュニティ推進協議会)がより自由な裁量で一括交付金を活用できることを中心とした見直しを行った。</li> <li>制度改正により地区で出来ることは地区でという意識がだいぶ広まってきている。</li> </ul>	
					課題等		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 見直し実施 ・必要に応じた制度の見直し			H24	一括交付金制度の見直し より一層自治会等の自立的かつ自発的な活動を推進するため、必要に応じ交付対象等の見直しを行う。	企画部 市民協働課  各関係部(局)課	

管理 No.	3	実施内容 プログラム	市民協働事業のリスト化			重要度	A
実施概要	市が実施している事務事業について、栗原市市民協働推進指針に基づき必要性を検証し、市民ニーズや事業効果の観点から各所管課において廃止すべきものは廃止するとともに、市民と行政の役割を明確にできるものは明確にし、市民協働を推進する。				現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年3月に策定された栗原市市民協働推進指針の内容がまだ把握されていないため、再度周知し理解していただく必要がある。</li> <li>所管課で実施している事業について市民協働との関わりを把握する必要がある。</li> </ul>	
					課題等		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 検討 ・市民協働における所管課の事業の把握 ・市民協働事業の実施			H24	市民協働事業のリスト化 市民協働推進指針に基づき、市民参加型の行政及びまちづくりを推進する。	企画部 市民協働課  各関係部(局)課	

管理 No.	4	実施内容 プログラム	ごみ減量化と再資源化の推進			重要度	C
実施概要	啓発活動を推進する。 ①レジ袋の削減、マイバッグ持参の啓発 ②い・ど・う市民セミナー等でゴミ排出抑制の啓発 ③各種環境イベント時の市民団体との連携により排出抑制の呼びかけ				現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市一人1日あたりのごみ排出量は平成18年度実績において全国平均及び宮城県平均を大きく下回っている。</li> <li>平成19年度から、資源ごみに2品目を加え、計11品目で分別回収を行っている。</li> <li>平成19年度の一人1日あたりのごみ排出量は677g、ごみの資源化率は13.9%、最終処分率は10.0%となっている。</li> </ul>	
					課題等	平成21年3月に栗原市一般廃棄物処理基本計画を策定したところであり、今後さらにごみの減量化・再資源化に努め、循環型社会の形成を推進するとともに最終処分場の延命を図る必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 見直し実施 ・市民・事業者に対する啓発			H24	ごみ排出抑制と再資源化 一人1日あたりのごみの排出量を675gにする。 ごみの資源化率を17%にする。 ごみの最終処分率を9%にする。	市民生活部 環境課	

(イ) 公正で開かれた市政運営の推進

管理 No.	5	実施内容 プログラム	パブリックコメント制度運用の見直し			重要度	B
実施概要	より多くの意見を市政に反映させることができるよう、運用の見直しを行い、必要に応じ実施要綱の見直しを行う。			現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年4月1日から栗原市パブリックコメント実施要綱を策定し、市が策定する政策を市民等に説明する責務を果たし、市の政策形成過程の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政への市民等の参加を促進し、もって一層開かれた市政を推進する目的のため制度が導入された。</li> <li>実施状況については、平成19年度は、6件の計画策定に対し、195人から283件の意見があり、平成20年度は、8件の計画策定に対し、6人から13件の意見があった。</li> </ul>		
				課題等	実施の予告が、市ホームページへの掲載のみとなりがちで、市民に情報が伝わりにくい状況にある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施	見直し実施	H23	パブリックコメント制度運用の見直し 多くの市民の意見を市政へ反映できる仕組みを構築する。	企画部 行政管理課	
	・運用の見直し検討	・運用の見直し					

※パブリックコメント……行政機関が政策の立案等を行う際その案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等から意見や情報を聴取する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うという制度。

管理 No.	6	実施内容 プログラム	公益通報制度及びコンプライアンス体制の確立			重要度	C
実施概要	職員の法令遵守意識、倫理観を高めるとともに、行政に対する信頼を確保し、市民とともに公平、公正な市政を推進するため、(仮称)栗原市コンプライアンス条例を制定する。			現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の法令遵守を基本に、高い倫理観に基づいた公務の遂行や職員への不当要求行為等に対して毅然とした対応を確保する必要がある。</li> <li>コンプライアンス条例については、宮城県内では2市町が制定している。</li> </ul>		
				課題等	市民とともに公平かつ公正な市政の運営や公務に対する市民の信頼を確保する必要がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施		H24	条例の制定 平成24年10月から施行	総務部課 各関係部(局)課	
	・庁内検討委員会の設置	・パブリックコメントを実施し、平成24年2月定例会へ条例提出	・平成24年10月1日から実施				

※コンプライアンス……法令遵守。ルールに従って公平・公正に業務を遂行すること。

管理 No.	7	実施内容 プログラム	行政手続条例の運用の適正化			重要度	A
実施概要	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、あわせて市民の権利、利益を保護する。			現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度までは、行政処分に伴う審査基準、標準処理期間の設定等に取り組んできたが、平成22年度以降は、不利益処分の抽出、処分基準の設定等について取り組んで行く。</li> </ul>		
				課題等			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施	見直し実施	H23	不利益処分に係る処分基準の設定 不利益処分に係る処分基準の設定及び公表	総務部課 各関係部(局)課	
	・不利益処分の抽出、処分基準の設定	・不利益処分に係る処分基準の公表					



(ウ) 防災意識の高いまちづくり

管理 No.	8	実施内容 プログラム	自主防災組織育成事業			重要度	A
実施概要	地区ごとの自主防災活動を推進し、市内全地区で共通の認識を持ち「自助」「共助」の体制を確立する。			現状	・市内に行政区が255地区あり、平成21年11月1日現在の自主防災組織を結成した行政区が229地区で全体の89.8%と増加している。 ・防火防災訓練等実施計画書の届出が70件と低調である。 ・積極的に消防団員が訓練に参加し盛んな地区もあれば、参加人員が少なく高齢者ばかりの地区もあり認識の格差が見られる。		
				課題等	・自主防災組織の実践的マニュアルを作成することが急務である。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H23	<b>全地区での防災訓練計画に基づく訓練の実施</b> 防火防災訓練実施計画書の届出及び同計画に基づく訓練の実施を推進する。	消防本部 警防課 各関係部 (局)課	
・自主防災組織の防災訓練実施計画作成の指導・推進							

管理 No.	9	実施内容 プログラム	応急手当普及啓発事業			重要度	A
実施概要	応急手当の実施について広く市民に普及啓発を行い、参加しやすい講習会を工夫し、受講者を確保する。			現状	・AEDの普及に伴い除細動をはじめとする応急処置に関する関心は高まる傾向にある。 ・応急処置の実施率は44%と低い。 ・応急手当講習会の受講者は年間1,500人程度となっている。		
				課題等	・講習会を受講しても実際に応急処置を行う場合、緊迫した状況から緊張し処置方法を的確に行えないなどの事例がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H24	<b>応急手当講習の再受講者を13,800人確保する</b> 応急手当の普及を啓発し、講習の再受講者を15歳以上人口の2割に当たる13,800人確保する。	消防本部 警防課	
・普及啓発 ・講習会の開催							

(エ) 市民ニーズの把握

管理 No.	10	実施内容 プログラム	市民の意識調査の実施			重要度	A
実施概要	調査は、市民の費用対効果に対する意識を把握する項目を取り入れるなど市民のコスト感覚を導入し実施する。			現状	・市を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることから市民が必要とする行政サービスを確認する手段の1つとして市民のニーズ調査を実施する必要がある。		
				課題等			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H23	<b>コスト削減に関する市民アンケートの実施</b> 市内に在住する20歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人に調査を実施する。	企画部 行政管理課	
・コスト感覚を意識したアンケート調査内容の検討							
・アンケート調査の実施 ・調査結果によりコスト削減を検討する							

② 行政サービスの向上  
 (ア) 快適な窓口対応の推進

管理No.	11	実施内容プログラム	職員のCS(接遇力)向上				重要度	A
実施概要	職員の接遇については、現在も懸案事項になっており、その向上のための方策(内容や受講方法)を検討し実施する。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併以来、市民に対する接遇については、職員に対してチラシやメール等で注意喚起を行ってきた。</li> <li>現在でも、職員の接遇に対する市民からの苦情が寄せられていることから、接遇研修等を実施する必要がある。</li> </ul>				
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の接遇力向上という観点から、全職員が受講する研修と位置付けるものだが、その内容や受講方法を検討する必要がある。</li> </ul>				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度					
	検討	実施	見直し実施	H22	<b>接遇研修の実施</b> 接遇研修を継続して実施することによって、職員の接遇力の大幅な向上を図る。 外部講師による年2回の開催。	総務部 人事課		
・内容、方法を検討の上、研修会を実施する								

※CS……customer satisfactionの略。顧客満足度。

管理No.	12	実施内容プログラム	業務マニュアルの見直し				重要度	A
実施概要	本庁・総合支所間の事務分掌など実情に沿ったマニュアル化が図られていない業務や、複数課に及ぶ業務の相対調整等を含み、全庁における見直しを図り実用性を高める。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各基本の業務マニュアルはほぼ作成されたものの、当初整備予定とした業務すべてにおいて完了出来ていないものも見られる。</li> <li>実情はマニュアルに沿って遂行出来ないケース対応やマニュアル化が困難な業務もあるため、全て有効に活用されるマニュアルには至っていない。</li> </ul>				
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務担当課に偏らず、全庁的に実用性のある業務マニュアルへ調整することが必要となっている。</li> <li>現行のマニュアル作成業務として整備しているものの中でも、実情から有効な活用が低いものなどについて、見直し・整理を行わなければ適切なマニュアル作成が難しい。</li> </ul>				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度					
	検討	実施	見直し実施	H23	<b>実用性の高い業務マニュアルの整備</b> マニュアル業務所管課の見直しはもとより、関係部署業務との有効活用マニュアルの調整など実用性の高いマニュアルに見直し整備をする。	企画部 行政管理課  各関係部(局)課		
・既存マニュアルと新規に作成すべきマニュアルの精査 ・多岐にわたる業務など相対する所属間で活用効果等を含む見直し作成		・見直した業務マニュアルの活用						

管理No.	13	実施内容プログラム	ロビー環境の充実				重要度	B
実施概要	窓口の繁忙時にロビーマネージャーを配置し、常時、来庁者がスムーズな手続きが行なえるようにする。また、ロビーにBGMを検討するなど、雰囲気や和らげ待合室環境の充実を図る。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者の中には手続きする窓口を迷われている方がいる。</li> <li>各種証明書の申請や各種手続書類の記入に困っている高齢者がみられるが、繁忙時にはその方々に対し窓口職員の目が行き届かない。</li> </ul>				
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合支所ごとに繁忙の度合に相違があるため、適した人員配置計画(人員確保、アシスタントスタイルなど)を作成する必要がある。</li> </ul>				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度					
	検討	実施	見直し実施	H23	<b>ロビーマネージャーの配置</b> 23年度から、各総合支所の配置計画に基づきロビーマネージャーを配置し実施する。	市民生活部 市民課		
・各支所毎の現状を把握し、配置計画の作成		・事業の実施、評価検討	・業務改善、継続実施					

(イ) 多様な市民ニーズに合わせたサービス

管理 No.	14	実施内容 プログラム	フレキシブルな窓口体制の検討			重要度	B
実施概要	市民に利便性の高いサービスを提供するため、フレキシブルな窓口体制を検討し、地域市民のニーズに合わせた、窓口の休日開庁及び時間延長等を検討する。		現状	・市民への利便性の高い窓口サービスとして、①築館・金成総合支所において、毎月第2日曜日(午前8時30分から正午まで)の休日開庁、②全総合支所においての電話予約による時間外(午後5時15分から午後7時まで)交付を実施している。			
			課題等	・地域により実績に違いがあり、地域ニーズにあわせて、実施する支所を選択する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
			H23	<b>窓口時間延長の試行</b> 市民ニーズを把握するため窓口時間の延長を試行する。	市民生活部 市民課 総務部 人事課		
・各総合支所毎の現状把握、分析、モデル総合支所で試行、評価検討							

※フレキシブル……柔軟性のある。融通のきく。

管理 No.	15	実施内容 プログラム	権限移譲の活用			重要度	C
実施概要	地方分権の進行に伴い、基礎自治体においてはこれまで以上に自らの判断と責任において、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に柔軟に対応することが求められている。こうした中で、市民に身近な行政サービスの向上及びまちづくりの方向性や重点施策を展開する上でのマネジメント・ツールとして、必要な事務・権限の移譲を積極的に進めるものである。		現状	・宮城県権限移譲推進要綱(平成20年3月24日制定)に基づき、掲載メニューの移譲可能調査を毎年度実施している。 ・平成21年4月1日現在、宮城県権限移譲推進要綱上、20事務の移譲を受けており、仙台市を除く県内12市のうち、登米市、大崎市に続く3番目に位置している状況である。			
			課題等	・権限移譲の趣旨に基づき、宮城県権限移譲推進要綱掲載メニューについて、市民サービス向上・施策展開における必要性等の観点から一定のランク付けを行う必要がある。 ・権限移譲に伴う専門スキルを有する職員の確保やコストバランス等を踏まえて推進する必要がある。 ・宮城県権限移譲推進要綱掲載メニューと市が求める権限に乖離がある可能性もあるため、継続的に検証する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
			H24	<b>必要性の高い事務・権限の移譲事務数</b> ※目標値については、22年度内に調査・検証し、必要性の観点及び受入体制等の整備状況等を勘案した上で設定することとする。	企画部 行政管理課 各関係部 (局)課		
・権限移譲対象事務の検証(必要性の調査) ・権限移譲の推進							

※マネジメント・ツール……経営などを管理する道具。

管理 No.	16	実施内容 プログラム	住民票コンビニ交付の検討			重要度	C
実施概要	行政サービスの充実を図るため、開庁時間外に住民票の写し及び印鑑登録証明書をコンビニ店で取得できる「コンビニ交付」について検討する。		現状	・開庁時間外に取得できるサービスとして、毎月第2日曜日午前8時30分から正午まで、築館と金成の2か所の窓口で「休日開庁サービス」を実施している。 ・平日午後5時までに指定する窓口で電話予約し、午後5時15分から午後7時の間に取得できる「時間外交付サービス」を実施している。 ・庁舎外での取得サービスとして、総合支所から4km離れた地域の市民の方を主に対象とした、地域内指定郵便局窓口で取得が可能な「郵便局証明発行サービス」を実施している。			
			課題等	・開庁時間外に証明書を取得できる行政サービスを実施しているが、「コンビニ交付」は住民基本台帳カードが必要であり、個人情報取り扱いにかかる安全性の確保と費用対効果を踏まえ導入について検討する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
			H23	<b>「コンビニ交付」導入実施の意思決定</b>	市民生活部 市民課		
・コンビニ交付経費、導入事例について把握 ・コンビニ交付の導入可否について意思決定							

(ウ) ネット型サービス等の充実

管理No.	17	実施内容 プログラム	統合型地理情報システム(GIS)運用の充実				重要度	C
実施概要	現状	行政システムとしての運用とともに、このシステムを活用し市のホームページで公共施設の位置や災害時避難場所など、地図上で確認できるよう公開している。今後、システムを運用していく中で、課題の把握や改善に努め、システムの効果的な活用を推進する。					統合型地理情報システム(GIS)は平成20年度に導入し、運用を開始したばかりの状況にある。	
	課題等	また、GISを活用した都市計画区域等を公表し、必要に応じて都市計画の区域や用途地域等に関する法的規制等の情報を提供するなど、市民サービスの向上につながる取り組みを推進する。						
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値			
				H24	<b>統合型地理情報システム運用の充実</b> 実際のシステム運用での課題把握とサービス向上につながる取り組みの実施。	企画部 市政情報課 各関係部(局)課		
・システム課題の把握と随時改善		・システム課題の把握と随時改善		・都市計画区域等の情報提供				

管理No.	18	実施内容 プログラム	電子申請サービスの導入				重要度	B
実施概要	現状	電子申請サービスの導入に当たっては、住民票等の電子申請や施設予約など、市民サービス向上につながるシステムを構築し充実を図る。					電子申請サービスは、平成22年7月から県内一斉に導入を予定しているが、その導入の準備を行っている段階である。	
	課題等							
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値			
				H22	<b>電子申請サービスの導入</b> 電子申請サービスを導入するとともに、実際の運用の中で、その充実を図る。	企画部 市政情報課 各関係部(局)課		
・電子申請サービス導入 ・運用充実		・運用充実						

管理No.	19	実施内容 プログラム	市ホームページ管理運営の見直し				重要度	B
実施概要	現状	市のシステムは契約更新の時期にきており、これに関連しホームページそのものの構築のあり方を含め、効率的な体制での更新、より早い新しい情報の提供や充実のための方策等を検討し、見直しを行う。					現在のホームページは、業務委託せず市政情報課において集中して管理しているが、掲載内容の量的な兼ね合いなどから、新しい情報の掲載や更新が遅れる場合がある。	
	課題等	市システムに付随的な位置づけで構築されたものであり、ホームページの内容を充実するにも制限がある状況となっている。					各課で所管する部分を、それぞれの課で更新作業を行うなどの対応を検討してきたが、仮にルール化ができて、全部署でその手法を採ることは、市政情報課でのチェック作業が必要となり、現時点より業務量が長期的に複雑・増大することが予想され、業務委託も含め新たな管理運営方法を検討する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値			
				H23	<b>ホームページ管理運営の見直し</b> ホームページの在り方を含め、今後の運営管理について検討し見直しを行うことで、効率的な体制での更新等を行い、より早い新しい情報の提供や充実したホームページの構築を行う。	企画部 市政情報課 各関係部(局)課		
・管理運営の見直し検討		・見直し実施						

管理No.	20	実施内容 プログラム	広報紙作成業務の見直し				重要度	B
実施概要	現状	より効率的に業務を遂行するため、広報作成に係る手順や紙面構成など、業務全体について検証を行い、紙面の充実を図る。					取材、編集、レイアウト、校正など業務項目も多く、業務が煩雑化している。	
	課題等							
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値			
				H23	<b>広報紙作成業務の見直し</b> 広報作成に係る一部業務の業者委託や職員体制なども含め改善策を検討し、紙面の充実に費やす時間を創出できるよう改善を図る。	企画部 市政情報課		
・広報作成作業業務の検討		・広報作成作業業務の見直し						

## (2) 仕組みと体質を変える

### ① 柔軟で機動的な組織体制の構築

#### (ア) スリムで効率的な組織体制の構築

管理No.	21	実施内容 プログラム	「中長期的な姿」実現に向けた組織見直しの実施			重要度	A									
実施概要	<p>「スリムで効率的な組織体制の構築」を目指し、平成19年度に栗原市行政組織見直しの基本方針を策定した。 この基本方針を踏まえ、更なる行政改革の推進及び目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応しうる組織力を強化するため、基本方針において「中長期的な姿」として掲げた項目について、課題・問題点を整理しつつ着実に実施することとする。</p>			現状	<p>・見直し基本方針に基づき、短期的な姿として掲げられた項目について、段階的に見直し実施を行ってきた。今後更なる職員数の減少等を踏まえ、中長期的な組織の在り方について検討に着手している状況である。</p>											
				課題等	<p>・組織の一層のスリム化に合わせ、限られた職員数の中で最大限に業務の効率化・組織間連携が重要となるため、実務マニュアルの作成・充実を図っていく必要がある。 ・組織見直しにあたっては、『見直し計画(Plan)-見直し実施(Do)-検証・改善(See)』のマネジメントサイクルによる不断の見直しを行い、社会情勢や市民ニーズの変化にスピード感を持って対応しうる仕組みづくりを検討する必要がある。 ・CS(顧客＝市民満足度)を高めるためには、組織力の基盤となる職員のモチベーションを高める必要があるため、民間におけるES(従業員満足度)調査などの導入を検証し、内発的な改善・改革の組織風土づくりの仕掛けを更に検討する必要がある。</p>											
実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実施時期</th> </tr> <tr> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><b>実施</b> </td> </tr> </tbody> </table>			実施時期			H22年度	H23年度	H24年度	<b>実施</b>			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	実施時期															
H22年度	H23年度	H24年度														
<b>実施</b>																
<p>・萩野支所・細倉出張所の廃止・縮小 ・総合支所の支所化 ・地域保健センター及び地域教育センターのブロック配置 ・本庁組織への更なる集約化 ・本庁組織における5人未満の係の統廃合</p>			H23	<p>「中長期的な姿」として掲げた項目の完全実施 ※平成21年度内に「中長期的な姿」として掲げた項目の具体的実施内容及び実施スケジュールを明確化し、この実施計画に基づき、着実に実施する。</p>	企画部 行政管理課											

管理No.	22	実施内容 プログラム	水道事業所の設置に向けた検討			重要度	B									
実施概要	<p>水道事業統合計画による平成28年度の上水道事業への経営統合に向け、行政組織のスリム化と水道担当職員の技術の継承を図るため水道事業所の設置に向けた検討を行なう。</p>			現状	<p>現在の組織体制は、上下水道部水道課となっており、水道施設全体の管理運営については水道課が行なっている。 ・水道施設の日常管理や開始・中止の届出及び水道メーターの検針等の個別の事務については総合支所産業建設課が所管している。</p>											
				課題等	<p>・現在総合支所が行なっている事務を本庁へ移管する必要がある。 ・水道と下水道とは工事及び料金徴収において密接な関係があることから水道事業所を設置する際に、下水道課との連絡体制を構築する必要がある。</p>											
実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実施時期</th> </tr> <tr> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><b>検討</b> </td> </tr> </tbody> </table>			実施時期			H22年度	H23年度	H24年度	<b>検討</b>			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	実施時期															
H22年度	H23年度	H24年度														
<b>検討</b>																
<p>・総合支所事務の本庁への移管 ・上下水道部組織の見直し</p>			H28	水道事業所の設置に向けた検討	上下水道部 水道課 各関係部 (局)課											

管理No.	23	実施内容 プログラム	消防署・所の再編			重要度	A									
実施概要	<p>1本部1署3分署、3分遣所体制から1本部1署2分署2出張所に再編し、「分散型」から「拠点型」の施設配置とすることで、市全域にわたり消防力の効率的な運用を図る。 併せて救急車の未配置だった地域にも車両の配置替えを行い、さらなる救急体制の充実を図る。</p>			現状	<p>・消防庁舎、東分署(若柳分署と北分遣所の統合)、南出張所(南分遣所移転)整備が完了した。南出張所には救急車を配置し、救急体制の充実につながった。 ■今後の計画 H22 西出張所整備(西分遣所移転) H23.4.1運用開始 H23 北分署整備(栗駒分署と鶯沢分署統合) H24.4.1運用開始</p>											
				課題等												
実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実施時期</th> </tr> <tr> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><b>実施</b> </td> </tr> </tbody> </table>			実施時期			H22年度	H23年度	H24年度	<b>実施</b>			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	実施時期															
H22年度	H23年度	H24年度														
<b>実施</b>																
<p>・西出張所敷地造成、庁舎建設 ・北分署用地取得、地質調査、実施設計</p>			H23	<p>5署所再編 1本部 消防本部 1署 栗原消防署(築館・志波姫) 2分署 東分署(若柳・金成) 北分署(栗駒・鶯沢) 2出張所 南出張所(潮峰・高清水) 西出張所(一迫・花山)</p>	消防本部 総務課											

(イ) 定員適正化計画の推進

管理No.	24	実施内容プログラム	定員適正化計画に基づく職員定員の管理			重要度	A
実施概要	市民への行政サービスの低下を招かないよう、事務事業の見直しの徹底、事務の減量、行政需要の変化に対応した適正な職員配置や計画的な職員数の削減による定員管理の適正化を図る。			現状	・定員適正化計画に基づき、必要な職種及び人数等の職員補充(採用)計画を策定し、その計画に基づき職員採用試験等を実施している。		
				課題等	・病院等の医療従事者は現員の確保、消防吏員は体制整備に向けた増員計画にあり、また、勤続による退職も合併当初と比較し落ち着いてきたこともあって、低い水準で推移していくと見込まれ、定員適正化計画どりの職員定員の管理が難しい状況である。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施	見直し実施	H24	定員適正化計画に基づいた職員定員 平成25年4月1日現在の職員数を、定員適正化計画に掲げた職員数(1,410人)とする。	総務部 人 事 課	平成21年4月1日現在 一般行政部門 718人 教育部門 210人 消防部門 160人 公営企業等部門 469人 合計 1,557人
	・定員適正化計画に基づいた職員補充(採用)計画を策定し、その計画に基づいた職員採用を行う						

◆年次別職員数の推移〔第2次定員適正化計画から〕

部門	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	増減(%)
一般行政	減員	34	25	31	34	△ 8.9
	増員	11	11	8	9	
	差引	△23	△14	△23	△25	
	累計	—	△14	△37	△62	
	職員数	695	681	658	633	
教育	減員	14	16	11	16	△ 20.2
	増員	2	1	1	1	
	差引	△12	△15	△10	△15	
	累計	—	△15	△25	△40	
	職員数	198	183	173	158	
消防	減員	10	10	11	16	△ 0.6
	増員	11	12	12	12	
	差引	1	2	1	△4	
	累計	—	2	3	△1	
	職員数	161	163	164	160	
普通会計 部門計	減員	58	51	53	66	△ 9.8
	増員	24	24	21	22	
	差引	△34	△27	△32	△44	
	累計	—	△27	△59	△103	
	職員数	1,054	1,027	995	951	
「新たな定員管理指標」 試算値(880人)超過数		174	147	115	71	
公営企業等 会 計	減員	14	9	10	14	△ 4.6
	増員	26	2	3	6	
	差引	12	△7	△7	△8	
	累計	—	△7	△14	△22	
	職員数	481	474	467	459	
全職員計	減員	72	60	63	80	△ 8.1
	増員	50	26	24	28	
	差引	△22	△34	△39	△52	
	累計	—	△34	△73	△125	
	職員数	1,535	1,501	1,462	1,410	

〔定員適正化の目標の考え方〕

1. 普通会計部門については、「新たな定員管理指標」試算値(880人)に向けた削減目標値とする。
2. 新規採用職員については、退職者数に対し、必要最小限に抑制する。
3. 教育部門については、現業職の欠員不補充、公共施設の計画的な民間委託等により削減を図る。(なお、小中学校の教員は計画の対象外。)
4. 消防部門については、各年度10人以上の定年退職者が発生するため、暫定定数をもって計画的な新規職員の補充を行い、業務に支障を来すことのないよう整備を図る。

〔備考〕

1. 職員数は各年度4月1日基準の職員数、減員は前年度の退職者数(予定)、増員は当該年度の採用者数(予定)である。

## ② 人材育成の推進

### (ア) 働きやすい職場づくり

管理No.	25	実施内容 プログラム	健康的に働ける職場づくりの推進			重要度	B
実施概要	職員の仕事と子育ての両立を図ることや、職員の健康管理対策とメンタルヘルス対策、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント対策等を実施しながら、職員が持っている能力を最大限に発揮できるような職場環境を提供する。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時と比較すれば少なくなったとはいえ、今だ心身のバランスを失い長期にわたって休んでいる職員が後を絶たない状況である。</li> <li>・職員数が削減される中、仕事を続けながら子どもを産み育てる職場環境が悪化することが懸念される。</li> <li>・平成21年度メンタルヘルス研修の実績 管理監督者を対象としたメンタルヘルス研修(宮城県市町村職員共済組合主催) 4人 一般職員を対象としたメンタルヘルス研修会(市主催) 105人</li> <li>・月1回の健康相談窓口の設定</li> <li>・産前休暇の拡充(6週から8週へ)については、平成22年1月1日から実施する。</li> </ul>			
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、保育士等の資格職の育児休業については非常勤職員等で対応しているが、事務職の育児休業についても職員の代替が必要かを検討する。</li> </ul>			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施	見直し実施	H24	<b>病休者・休職者の減少</b> 健康管理対策やメンタルヘルス対策を充実させ、また子育て世代の職場環境の改善に向けた対策を検討する。	総務課	
・メンタルヘルス研修については従前どおり実施しながら、必要な対策を検討していく							

※メンタルヘルス……「心の健康」。人間関係や過労によるストレスで精神的に不安定な状態にならないように取り組むこと。

### (イ) 職員の意欲を高める風土づくり

管理No.	26	実施内容 プログラム	自主啓発活動への支援			重要度	A
実施概要	自主的に資格取得を目指したり、研修に参加する職員に対しての支援として、宮城県市町村職員研修所を通して申し込みできる通信教育講座を受講した職員に助成する支援を実施する。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成基本方針に、人材育成施策の1要素として「自己啓発の促進」を明記し、その促進のための情報提供などを充実する考え方を示しており、そのための具体的な支援対策(実施要項)等に関係部署と連携して策定することとした。</li> </ul>			
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主啓発活動に対して、何を、どこまで支援するか条件整備が難しい。</li> </ul>			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施	見直し実施	H24	<b>自主啓発活動支援</b> 通信講座受講者への支援を行うと同時に、新たな支援が必要かどうかの検討を行っていく。 自主啓発活動を行う職員数(見込み) 10人×3か年=30人	総務課	
・通信教育講座受講者への支援(助成)、新たな支援の検討							

管理No.	27	実施内容 プログラム	職員提案制度の見直し			重要度	B
実施概要	職員提案制度の見直しを行い、提案の概要や検討及び審査の経過などを公表し、職員のやる気と創意工夫する気持ちを向上させ、次の提案が容易に行える体制を整備する。 また、各所属における改善意識を高めるため、職場単位での取り組みを検討する。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年8月1日に栗原市職員提案制度実施要綱を策定し、職員の行政運営に関する創意工夫を奨励し、優れた提案を実施することにより、市民サービス及び市民満足度の向上並びに事務事業の改善を図ることを目的に制度が導入され、毎年度実施している。</li> </ul>			
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が提案しやすい環境を整備する必要がある。</li> </ul>			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討	実施	見直し実施	H24	<b>職員提案制度の見直し</b> 透明性を高め、提案しやすい環境と職場単位での提案の義務化を検討する。	企画部 行政管理課	職員提案応募件数 H21年度 36件 H20年度 39件 H19年度 63件 H18年度 45件
・職場単位での改善提案の検討		・職場単位の改善取り組み実施	・取り組み内容の公表・発表				

(ウ) 人材資源の開発・活用

管理No.	28	実施内容 プログラム	OJTの実施			重要度	A
実施概要	意欲的で創造性に富む職員を育成するため、日常業務を通じてのOJTは職員研修の基本であり、職員の能力開発に大きな影響を及ぼすことから積極的に推進を図る。				現状	・栗原市職員研修計画に基づき、宮城県市町村自治研修所をはじめとする各種研修機関の主催する研修へ参加しており、また宮城県や仙台市等への職員派遣を実施している。	
					課題等	・職員が能力を発揮できる職場環境の整備、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理制度を構築する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H22	OJTの実施 OJTを実施する。	総務課 人事課	
・OJT実施に向けた検討を行う							

※OJT……on-the-job trainingの略。職場での実務を通じて行う教育訓練。

③ 業務改革の推進

(ア) 民営化等の推進

管理No.	29	実施内容 プログラム	民間委託の推進			重要度	B
実施概要	民間に委託した方がコストの縮減及び行政サービスの向上に繋がる事務・事業について、計画的な民間委託等を推進し、より質の高い柔軟で効率的な行政サービスの展開を図る必要があることから、民間とのコスト比較など、費用対効果や行政責任の確保などを総合的に勘案し、事業効果を高めるものについて、民間委託を積極的に推進する。				現状	・これまで、栗原市民営化及び外部委託等に関するガイドラインに基づき、栗原市民間委託等推進計画(H21-H23)を策定し推進している。	
					課題等	・民間委託を推進するにあたって、改正労働者派遣法や労働基準法を遵守しながら推進する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H24	民間委託の推進 (削減効果目標額:231,750千円) コストの縮減及び行政サービスの向上に繋がる事務・事業について、民間委託等を推進する。	企画部 行政管理課 各関係部 (局)課	
・平成21年度策定した計画の進捗管理 ・市場化テストの研究							
・平成21年度策定した計画の進捗管理 ・第2次民間委託等推進計画策定							
・平成23年度策定した計画の進捗管理							

管理No.	30	実施内容 プログラム	指定管理者制度活用の推進			重要度	B
実施概要	公の施設517施設のうち指定管理施設導入は184施設(議決含む)について導入済みであるが、未導入施設の導入可否と導入計画を作成する。 また、指定管理者導入施設においてモニタリングの実施及び評価指針を策定することで、公共サービスの質の維持・向上を確保する。				現状	・指定管理者制度導入の検討が具体となった施設から順次手続きを行っているが、公の施設全体においての導入対象並びに導入検討は定まっていない。	
					課題等	・市内全ての公の施設のうち、導入可能な施設の対象が確定していないため、市としての導入計画が未作成である。施設所管と施設ごとの検討を行い、計画的に指定管理へ移行する公の施設の目標を定める必要がある。 ・既に導入済みの施設において具体的な評価が行われておらず、評価の基準を定めて各施設の導入効果を把握する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H24	市の施設における導入計画と評価指針作成 導入計画の作成と、指定管理施設における評価体系の確立させ、公共サービスの質の維持・向上を図る。	企画部 行政管理課 各関係部 (局)課	
・指定管理者制度の導入対象施設の確定 ・モニタリングと評価指標の検討							
・指定管理者制度の導入計画作成 ・評価指針の策定 ・モニタリングの試行							



(イ) 事務事業の見直し・合理化

管理No.	31	実施内容プログラム	電子入札の検討			重要度	B
実施概要	入札関連業務の効率化と入札の透明性の向上を図る。				現状	・入札事務については、入札参加資格申請の受付、業者選定、入札通知、発注内容の閲覧、入札執行等一連の業務に時間を要している。	
					課題等	・入札における競争性の向上、透明性、公平性、公正性を確保する必要がある。 ・入札参加者の応札にかかるコストを縮減することも課題である。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H24	<b>電子入札システムの構築</b> インターネットを利用した電子入札システムの構築・運営を行う。	総務部 管財課	
・電子入札システムの問題点の把握							

管理No.	32	実施内容プログラム	行政評価システムの推進			重要度	A
実施概要	簡素で効率的かつ効果的で透明性の高い行政運営と成果重視型の行政運営への転換を図るためのマネジメント・ツールとして取り組むものである。 取り組むにあたっては、事務事業評価の段階的な拡充を進める中で、職員個々の評価スキルの向上を図り、事務事業の改革・改善意識の定着化に向けて進めていくこととする。 また、総合的な行政経営の観点から、評価結果と総合計画の進行管理、予算編成とが機能的に連動する基盤づくりに向けて、継続的に検証・見直しを行っていくこととする。				現状	・平成19年度に「栗原市における行政評価システム導入方針」を策定し、職員研修会並びに事務事業評価の試行を行っている。	
					課題等	・現状では導入初期段階であり、事務事業評価の考え方について浸透が図られていないため、継続の実施により事務事業評価の定着化を図る必要がある。 ・行政評価制度の実効性を確保するため、予算編成作業や総合計画の進行管理等の具体的なフレームワークの中で、どのように行政評価制度を運用していくのか、継続的に制度設計の見直しを図っていく必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H23	<b>対象事務事業の評価実施</b> ※H22年度内に各課における事務事業の洗い出しを行い、評価対象事務事業の選別を行い、H23年度から対象事務事業の評価実施。	企画部 行政管理課  各関係部 (局)課	
・評価対象事務事業の選別 ・事務事業評価試行運用方法の継続見直し							
・対象事務事業の評価実施 ・運用方法の継続見直し ・施策評価の導入研究							
・事務事業評価の実施 ・運用方法の継続見直し ・施策評価の導入研究							

※スキルアップ……手腕、技量。また、訓練によって得られる、特殊な技能や技術の向上。

管理No.	33	実施内容プログラム	会計処理業務の見直し			重要度	C
実施概要	公共料金(電気・電話・水道等)の納付書支払伝票処理や公金の収納事務について、事務が煩雑となっているため、公共料金明細サービスと公金収納一ータルサービスを導入し会計処理業務の合理化を図る。				現状	・公共料金(電気・電話・水道等)の納付書支払伝票処理については、各担当課による伝票起票、会計課への納付書の提出から会計課での伝票照合後に指定金融機関への納付書提出の流れとなっているが、常時、月約千件の処理に加えて、支払期限までの日数が不足していることから事務が煩雑化している。 ・公金の収納事務は、窓口納付、口座引落、コンビニ納付等があり、金融機関から送付された納付済通知書のOCR又はハンチ処理及び納付済通知書の各部署に区分しての送付、口座引落用データFDの取り込み及びFDの各部署への送付、コンビニ収納データの専用システムからの取り込み及び会計区分ごとの収納内訳書を作成し指定金融機関への送付等、収納チャンネルごとの収納業務及び消込み業務が多様化してきている。	
					課題等	・公共料金明細サービスは、指定金融機関のシステム提供のため、システム改修や手数料等について協議する必要がある。 ・伝票削減に向けた起票の集約や規則の見直し等の有無についても検討する必要がある。 ・公金収納一ータルサービス導入には、財務会計システムを改修する必要があることから、関係部署との協議や収納業務担当課との協議、システム改修費及びランニングコスト等を精査する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H24	<b>公共料金明細サービス・公金収納一ータルサービス導入</b> 公共料金明細サービスを導入し、引き落とし前の通知により、口座振替払いを可能とする。	会計課  各関係部 (局)課	○公共料金明細サービス導入による削減効果 ・納付書支払作業時間年間約1,972時間から約503時間へ削減(74.5%の作業時間削減) ・納付書支払作業CO2年間79.9%のCO2削減効果(5,136.77kg-CO2/年の削減効果)
・公共料金明細サービス導入							
・公金収納一ータルサービス導入							

管理 No.	34	実施内容 プログラム	投票区の再編・見直し			重要度	B
実施概要	現状		・平成17年4月の合併時には86の投票区であったが、若柳及び花山地区での一部見直しにより2つの投票区が減少し、現在84投票区となっている。				
	課題等		・現在、84投票区となっており、合併後、投票区については大きな見直しがされていないが、投票事務従事者の確保が困難な状況にもあり、また、今後職員の削減が見込まれることから、職員配置の面からも見直す必要がある。 ・行政区の区割や地域事情を踏まえ、現在設置している投票所と、有権者の要望や意見を調整する必要がある。				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H23	投票区の再編・見直し 投票区の再編により、選挙執行事務の軽減化、効率化を図るとともに、執行経費の削減を図る。	総務部 総務課 選挙管理委員会	
①市全域の全投票区を見直しの対象とする。 ②現状の投票区を基本とし有権者数や投票所までの距離、地域の実情を踏まえ公平性に配慮し見直しを図る。							

管理 No.	35	実施内容 プログラム	情報システムの見直し			重要度	B
実施概要	現状		・現在の情報システムは導入して5年目となり、ハード部分の老朽化が進んでいるため、次期システムの在り方を検討する必要がある。				
	課題等		・職員の使い勝手のあるシステムに改善する必要がある。				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H23	情報システムの見直し 次期情報システムの更新を行い、ハード部分の老朽化による故障や障害等を防止し、また、システムの効率化等により、スムーズな運用を図る。	企画部 市政情報課 各関係部 (局)課	
・次期情報システムの導入に当たって、検討組織を立ち上げ、効率的なシステムを構築する。 ・検討組織の立ち上げ、検討、見直し、運用							

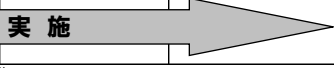
(ウ) 公共施設の適正な計画基準の策定

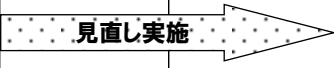
管理 No.	36	実施内容 プログラム	公共施設適正配置計画の策定			重要度	A
実施概要	現状		・現在、市内の公共施設にあつてはそれぞれの用途から、地元並びに企業等による指定管理者施設に管理移行し効率的な運営に努めている。 ・類似する公共施設が複数存在し、施設の老朽化及び維持管理費が高額となっている。				
	課題等		・施設の用途と実情の格差や利用頻度と利用者範囲を正確に把握し、主な利用者である市民に支障なく公の施設として維持管理していくべき配置の姿を、早期に検討する必要がある。 ・適正配置計画として全市における見直しを図れるよう、施設の措置と経過も踏まえ財政的にも検証する必要がある。 ・地域の利用できる施設が見直されるという市民の理解相違の解消が重要である。				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H22	公共施設適正配置計画の策定 公共施設適正配置計画を策定し、計画に基づく見直しを実施していく。 早期に実施していく内容については、市民の理解と協力を得られるよう調査及び説明会等を実施する。	企画部 行政管理課 各関係部 (局)課	
・役割・機能・運営方法等について、多角的に検討し作成する公共施設の適正配置計画に基づき整理統合を図る。 ・適正配置計画策定 ・市民意向調査							
・住民説明会 ・早期見直し実施施設の状況調査							

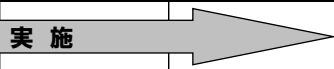
### (3) 財政を健全にする

#### ① 歳入の確保

##### (ア) 市税等の確保

管理No.	37	実施内容 プログラム	市税の収納率の向上			重要度	A
実施概要	市税の滞納税額の縮減を図り、税の公平性を維持すると共に、歳入の確保に努める。		現状	・収納体制強化や滞納整理業務を行い、市税の滞納額の解消に努めている。			
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税徴収業務の本庁集約による滞納者の一元管理や、県からの専門職員派遣による徴収職員のスキルアップを図り、捜索、差押えの執行やインターネット公売の実施などで滞納額の圧縮を図ってきたが、滞納額の累積は増加している。</li> <li>・昨年の岩手・宮城内陸地震や現在の経済不況、納税相談や分納誓約による整理期間の長期化。</li> <li>・更なる財産調査の徹底、滞納処分の執行を迅速化する必要がある。</li> </ul>			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・滞納整理指針の整備 ・滞納整理の本庁一括管理			H24	未納市税額の圧縮 ・現年度課税分収納率 一般税 98.3%以上 41,000千円増 国保税 93.0%以上 43,000千円以上 ・滞納繰越額の減額 一般税 100,000千円以上 国保税 100,000千円以上	総務部 税務課	一般税収納率 H20年度 97.57% H19年度 97.66% H18年度 97.91% 国保税収納率 H20年度 90.76% H19年度 92.48% H18年度 92.94% 一般税滞納繰越額 H21年度 651,203千円 H20年度 566,505千円 H19年度 509,236千円 国保税滞納繰越額 H21年度 675,410千円 H20年度 617,089千円 H19年度 572,274千円

管理No.	38	実施内容 プログラム	給食費負担金の収納率の向上			重要度	A
実施概要	収納率向上のため、納付勧奨の広報や学校・幼稚園と協力し滞納対策の強化に努める。 また、滞納者の管理の徹底と滞納者への納付指導を行い、悪質な滞納者には、簡易裁判所へ支払督促の申立を行う。		現状	・給食センターから受配している幼稚園・小・中学校の給食費を教育総務課で徴収している。 ・毎年、5月から翌2月までの10回に分けて徴収し、納入方法は金融機関での窓口納付、コンビニ納付、口座振替の3通りである。納め忘れのない安全安心で便利な口座振替を推奨しているため、口座振替利用率は85%程度となっている。			
			課題等	・保護者の公平性の面から、納付させなければならない。 ・給食費は自己回収できない私債権であるため、簡易裁判所へ支払申立をすることになるが、一度に申立できる人数が、管轄の裁判所の書記官の人数の都合で限りがあるため、順次、申立手続きを行う必要があり、数回にわけて手続きすることになる。 ・債権確定後、支払われない場合に、強制執行の申立を地裁に行うことになるが、強制執行のための財産調査権限がないので、弁護士に頼らざるをえない。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・納付奨励の広報・学校等への依頼 ・滞納者管理の徹底・指導 ・簡易裁判所へ支払督促申立の実施・徴収強化			H22	未納給食費負担金額の圧縮 ・現年度分収納率 99.00%以上 706千円増 ・滞納繰越額の減額 500千円以上	教育部 教育総務課	収納率 H20年度 98.75% H19年度 98.55% H18年度 98.40% 滞納繰越額 H21年度 9,723,768円 H20年度 8,041,791円 H19年度 5,127,189円

管理No.	39	実施内容 プログラム	保育料等の収納率の向上			重要度	A
実施概要	保育料については、世帯の収入(所得税)により保育料金が決まっているが、収納目標値を定め、滞納対策の強化に努める。		現状	・現年度分については、納入者の納め忘れがないよう定期的に納入状況を確認し、保育料納入を促している。 ・世帯状況の変更や債務の超過により納入が困難となった世帯には個別に相談を実施し、「分割納付」や「多重債務相談」を紹介している。 ・滞納繰越分については、文書や電話、訪問などにより納入を促している。 ・「分割納付」を希望する世帯へは納入誓約書を取り、履行状況を管理している。 ・特に悪質な滞納者については、滞納処分の実施を検討している。			
			課題等	・既に平成20年度、平成21年度と徴収強化に努め、収納率を向上させているが、納入可能な世帯が完納し、納入困難な世帯だけが残っている。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・滞納者管理の徹底・指導			H24	未納保育料額の圧縮 ・現年度分収納率 99.50%以上 200千円増 ・滞納繰越額の減額 2,000千円以上	市民生活部 子育て支援課	収納率 H20年度 99.43% H19年度 98.65% H18年度 98.30% 滞納繰越額 H21年度 9,067,740円 H20年度 11,237,940円 H19年度 12,299,940円

管理No.	40	実施内容プログラム	介護保険料の収納率の向上			重要度	A
実施概要	①介護保険制度の啓発活動の実施 ②普通徴収者への口座振替の推進 ③滞納者への催告等の実施			現状	・平成20年度の組織再編で、介護保険第1号被保険者に係る保険料の賦課徴収業務を税務課国保税係と収納係から介護福祉課へ業務を移管したことにより、保険料の賦課徴収から介護サービス利用まで制度の一貫した運営体制の整備を図った。 ・保険料の収納率向上のため、納付書等発送時に、介護保険制度についてチラシ等の同封や広報を利用し給付制限制度の周知を行い、介護保険制度について理解し収納していただくよう努めている。		
				課題等	・滞納繰越分が2年を過ぎて保険料徴収権が消滅してしまうと、サービス利用時に給付制限が行われることから、収納率の向上を図り、そのような事態とならないよう努める必要がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
・啓発活動の実施 ・口座振替の推進 ・催告等の実施			H23	<b>未納介護保険料額の圧縮</b> ・現年度分普通徴収収納率 91.17%以上 1,265千円増 ・滞納繰越額の減額 700千円以上	市民生活部 介護福祉課	収納率 普通徴収 H20年度 90.16% H19年度 89.16% H18年度 91.85% 滞納繰越額 H21年度 13,984千円 H20年度 12,740千円 H19年度 13,513千円	

管理No.	41	実施内容プログラム	後期高齢者医療保険料の収納率の向上			重要度	A
実施概要	①長寿医療制度の啓発活動の実施 ②普通徴収者への口座振替、コンビ納付の推進 ③滞納者への催告等の実施			現状	・平成20年度より施行された本制度において、保険料の賦課決定は運営主体(保険者)である宮城県後期高齢者広域連合が行うが、保険料の徴収は市町村の事務となっている。 ・制度開始から間もないため、保険料の納付方法等について理解されていない被保険者が多い。 ・収納率向上のため、保険証や納付書の送付時には制度概要のチラシを同封し、制度の周知と保険料納付の理解を求めている。 ・督促状を送付する前には、未納のお知らせ等の文書を送付している。		
				課題等	・制度施行から間もないため、制度自体知らない被保険者も少なくない。 ・納付方法については、同世帯内の被保険者でも違う場合が多く、納め方を知らずに滞納している場合が多い。保険料の滞納が続くと有効期限の短い保険証や資格証明書の交付といったことにもなるので、保険者である広域連合との連携を強化し制度や納付方法について、更に周知する必要がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
・啓発活動の実施 ・口座振替の推進 ・コンビ納付の推進 ・催告等の実施			H23	<b>未納後期高齢者医療保険料額の圧縮</b> ・現年度分普通徴収徴収率 97.5%以上 1,000千円増 ・滞納繰越額の減額 500千円以上	市民生活部 健康推進課	収納率 普通徴収 H20年度 96.74% 滞納繰越額 H21年度 3,460,800円	

管理No.	42	実施内容プログラム	住宅使用料等の収納率の向上			重要度	A
実施概要	住宅使用料滞納者に対する、法的手段による強制回収又は強制退居並びに、連帯保証人への債務履行について再検討し、収納率の向上を図る。			現状	・平成17年度以前の滞納額が全滞納額の約半数を占めており、過年度分の徴収により現年度分が新たに滞納となる悪循環がみられ、更に滞納者が固定化している。これらの入居者に対し滞納対策フローを作成し、法的手続として、民事調停の実施を予定している。		
				課題等	・長期入居者の中には連帯保証人が高齢となり、保証債務の履行能力に欠けている方がいる。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
・民事調停の実施 ・連帯保証人への保証債務履行			H23	<b>未納住宅使用料額等の圧縮</b> ・現年度分収納率 98.00%以上 859千円増 ・滞納繰越額の減額 1,292千円以上	建設部 建築住宅課	収納率 H20年度 97.52% H19年度 97.60% H18年度 97.19% 滞納繰越額 H21年度 26,928千円 H20年度 26,591千円 H19年度 25,588千円	

管理No.	43	実施内容プログラム	上水道給水料金等の収納率の向上			重要度	A
実施概要	上水道及び簡易水道料金の滞納額の縮減を図り、負担の公平性を維持するとともに、収入の確保に努める。 また、悪質な滞納者へは、引き続き給水停止などの対策を強化する。				現状	・滞納整理マニュアルを作成し、個別訪問の強化や悪質滞納者には手続きを踏んで給水停止を行い、滞納額の解消に努めている。	
					課題等	・平成22年度から、滞納対策については、すべて本庁水道課が所管する予定となっており、対応職員数を確保する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	実施			H24	<b>未納上水道給水料金等の圧縮</b> ・現年度分収納率 上水 99.00%以上 46,727千円増 簡水 99.60%以上 3,588千円増 ・滞納繰越額の減額 上水 42,096千円以上 簡水 4,636千円以上		

管理No.	44	実施内容プログラム	下水道使用料等の収納率の向上			重要度	A
実施概要	下水道の受益者に分担金制度を周知徹底して確実な納入を促し公平性の確保を図る。 また、滞納整理を強化して収入の確保に努める。				現状	・工事説明会や分担金申告会などを開催し、使用料、分担金の納入について理解を得るように努めている。 ・滞納繰越分については、文書や電話などにより納入を促している。	
					課題等	・合併前の各町村において行われた分担金の趣旨説明内容に差異があり、市民に周知徹底されていない現状がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	実施			H24	<b>未納下水道使用料等の圧縮</b> ・現年度分分担金徴収率 下水道 98.00%以上 7,041千円増 農集排 90.00%以上 985千円増 浄化槽 100.00% 195千円増 ・現年度分使用料徴収率 下水道 99.80%以上 2,901千円増 農集排 99.80%以上 606千円増 浄化槽 99.80% 139千円増 ・分担金滞納繰越額の減額 下水道 11,288千円以上 農集排 2,043千円以上 浄化槽 403千円以上 ・使用料滞納繰越額の減額 下水道 3,497千円以上 農集排 433千円以上 浄化槽 159千円以上		

(イ) 受益者負担の適正化

管理No.	45	実施内容プログラム	公共施設使用料の平準化			重要度	B
実施概要	施設の使用料については、市民負担の妥当性を再検討し、受益と負担の適正化を図る必要があることから早急に施設使用料平準化ガイドラインを策定し平準化を図る。		現状	・施設の使用料については、各施設の形態及び建築年数や面積、付帯設備など、使用料を算定する際の根拠の違いにより一概に平準化を行うことは困難なことから、合併前の旧町村で設定した使用料のままとなっている。 ・施設使用料平準化ガイドライン策定に向けた協議を行っている。			
			課題等	・減額・免除制度については、各種団体や登録団体等も対象に含め使用料の全部又は一部を免除している。この減額・免除制度を利用し、減額や無料で使用する団体等が全体使用の大半を占めている。 ・施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性をどう図るか検討する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値		
	検討	実施	見直し実施	H23	施設使用料平準化 施設使用料平準化を行う施設については、観光・宿泊施設など特別な理由がある施設を除く全ての施設を対象とし、受益者負担の適正化を図る。	企画部 行政管理課 各関係部 (局)課	
		・ガイドラインを策定し条例を改正する ・施設の使用料を平準化する					

管理No.	46	実施内容プログラム	固定資産税の平準化			重要度	A
実施概要	市内統一基準による固定資産の評価を行うことにより、地域格差の是正を行い、固定資産税の適正化・公平化と納税者に対する課税の透明性を確保する。		現状	・農地及び山林の評価方法の統一については、岩手・宮城内陸地震への対応により、当初計画していた現況調査等が実施できず、平成21年度の評価替えに間に合わないことから、平成24年度評価替えに向け調整する必要がある。			
			課題等	・農地・山林の現状分析の結果、統一基準による評価を実施する場合は、評価額に大きな変動を生ずることから、その変動を最小限に止める必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値		
	検討	実施	見直し実施	H24	農地・山林の統一基準による課税 農地・山林を市の統一基準により新評価額を設定し、各筆毎に比準表による市が行う所要の補正を実施して課税する。	総務部 税務課	農地・山林の統一基準による課税は、平成24年度(平成24年度評価替え)より実施する。
		・市の統一基準による課税					

管理No.	47	実施内容プログラム	都市計画税の一元化			重要度	B
実施概要	都市計画の変更に伴い、まちづくりにかかる受益者負担の公平性を確保する。		現状	・市町村の合併の特例に関する法律第16条(地方税の特例)「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる」との規定により、栗原市都市計画税条例附則1の4において、「合併前の築館町の課税区域に対しては、この条例の規定にかかわらず、本市における都市計画(課税区域の決定)が策定されるまでに限り、都市計画税を課さない。」とされており、平成17年度および平成18年度から平成22年度までのご5か年度の措置とされている。			
			課題等	・(旧)築館町における都市計画税の課税区域は、一迫川の両側の部分のみ課税しており、おおむね用途区域内における地域を条例により課税区域としている一方、土地区画整理事業が進められた宮野地区を中心とした地域には課税されなかった。 ・(旧)若柳町・(旧)栗駒町においては、都市計画事業の展開はあったものの、都市計画税を課してこなかった。 ・平成22年3月に国土交通大臣により認可(見込)される栗原市都市計画では、都市計画区域の見直しは行われるものの、用途区域の変更、市街化区域及び市街化調整区域の線引きは実施しないものであることから、都市計画事業の受益地域を特定し、条例により都市計画税の課税区域を設定する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度		内容・数値		
	検討	実施	見直し実施	H23	都市計画税の課税区域を決定し課税する 都市計画事業の受益地域を特定して課税の是非を判断し、課税する場合には市の条例により都市計画税の課税区域を設定し課税する。	総務部 税務課 各関係部 (局)課	
		・都市計画税の課税					

(ウ) 未利用地等の売却

管理No.	48	実施内容プログラム	遊休地等の売却・有効利用				重要度	B
実施概要	貸付や売却等により、遊休地等の有効的な利用を図るとともに新たな財源を確保する。			現状	・公共施設の解体等に伴い市有財産の遊休地等が増加していることから、有効な活用方法を求められている。			
				課題等	・市有財産については、適正な管理に努めるとともに、長期にわたり利用の見込みのない遊休地等については、貸付や売却等を行い、収入の確保を図っていく必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度					
	検討	実施		H23	売却可能資産の確定	総務部 管財課		
・遊休資産の特定	・遊休資産の貸付け及び売却等			貸付けや売却等により、積極的な活用を図る。				

管理No.	49	実施内容プログラム	余剰施設・未利用施設の活用方針の策定				重要度	B
実施概要	公共施設等の統廃合により今後予想される余剰施設等について、施設の転用、民間貸与、売却等を含め有効活用策を検討するとともに、老朽施設については処分を含めた検討を行う。また、遊休地の把握を行い、その売却を行う。			現状	・合併以前の各施設が、そのまま引き継がれており、利用状況等の実態による今後の施設のあり方を検討する必要がある。			
				課題等				
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度					
	実施	見直し実施		H22	空き部屋等の活用方針の策定	総務部 管財課		
・空き部屋の活用方針を作成								

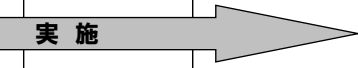
(エ) 新たな財源の創出

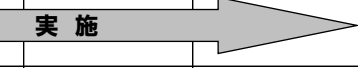
管理No.	50	実施内容プログラム	広告収入等の検討				重要度	B
実施概要	市道やスポーツ施設等の公共物にネーミングライツ・パートナーの募集を検討する。			現状	・有料広告媒体の範囲が一部に止まり、所管課からの企画による掲載になっている。 ・新たな広告媒体や広告形態の検討には至っていない。			
				課題等	・有料広告を掲載可能または掲載すべき媒体にあたるものの検討を、全庁において行っていない。 ・誌面・冊子に限らない公共物を対象としたネーミングライツ等の検討を進める必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項	
	H22年度	H23年度	H24年度					
	検討	実施	見直し実施	H24	新たな有料広告収入策の実施	企画部 行政管理課  各関係部 (局)課		
・全庁で媒体となり得るものの調査、検討 ・新たに取り組む対象施設等の検討と実施目標の設定	・施設ネーミングライツ等の広告募集実施			現在実績にある広告媒体によらない、新たな有料広告の収入を検討し、広く普及・啓発する。				

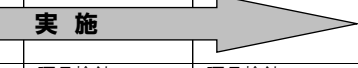
※ネーミングライツ・パートナー……スポーツ施設などの名称を付ける権利。施設所有者が企業などに売る。命名権の相手。

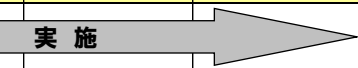
② 歳出の抑制・経費節減

(ア) 財政健全化と補助金・繰出金の抑制

管理No.	51	実施内容プログラム	財政計画に基づく歳出削減の具現化			重要度	A
実施概要	削減目標を具体的に定め、財政健全化に向け全庁で取り組みを実施する。		現状	・普通交付税は、平成28年度から激変緩和され、平成33年度から新市一本算定で年間交付額が40～50億円減額されることになっている。これまでの行財政計画により人件費や物品の一括購入、施設管理経費等の節減で一定の成果は果たしてきたが、平成27年度まで減額幅に対応できる財政基盤を構築する必要がある。			
			課題等	・普通交付税の減額に対する職員の理解や意識が薄い。削減目標が漠然としているため具体的な取り組みになっていない。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・具体的な目標を設定する			H24	目標設定に向けた歳出削減 部・課・地区ごとに目標設定することにより、全体の歳出削減を図る。	総務部 財政課 各関係部 (局)課	

管理No.	52	実施内容プログラム	水道事業特別会計(繰出金の抑制)			重要度	B
実施概要	簡易水道事業特別会計は、「地方公営企業繰出金について(自治省財政局長通知)」において定める繰出基準以外に繰出していることから、経営の健全化を促進し繰出金の適正化を図る。		現状	・簡易水道事業特別会計は、繰出金通達等による基準額のほか収支調整として一般会計から繰出金を受け事業運営を行っている。			
			課題等	・これまでも、料金の平準化や人件費・物件費の抑制などに取り組んできたが、支出に対する収入が追いつかない状況となっており、総合支所と本庁の人事配置や物件費等をさらに抑制する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・隔月検針 ・人件費 ・繰上償還			H23	簡易水道事業特別会計への繰出金を基準内に抑制する 抑制額 / 基準外繰出額 H22 34,600千円 / 97,275千円 35.6% H23 72,400千円 / 72,400千円 100% H24 6,000千円 / 6,000千円 100%	総務部 財政課 上下水道部 水道課	H20年度 抑制額 / 基準外繰出額 0千円 / 18,852千円 0%

管理No.	53	実施内容プログラム	下水道特別会計(繰出金の抑制)			重要度	B
実施概要	下水道事業特別会計(下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業)は、「地方公営企業繰出金について(自治省財政局長通知)」において定める繰出基準以外に繰出していることから、経営の健全化を図り繰出金の適正化を図る必要がある。		現状	・下水道事業特別会計(下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業)は、農業集落排水事業が平成21年度で終了したことから、今後は、汚水処理事業計画の見直しに伴い、花山・鶯沢浄化センター、大袋・沢辺農業集落排水処理施設を迫川流域下水道に接続することになっており、維持管理経費等の低減が見込まれるが、今後は、合併処理浄化槽の推進による費用負担が上昇傾向になる。			
			課題等	・これまでも、料金の平準化や人件費・物件費の抑制などに取り組んできたが、支出に対する収入が追いつかない状況となっており、下水道・農業集落排水区域内の加入促進や単独処理浄化槽から転換推進を図る必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・隔月検針 ・繰上償還 ・包括的民間委託			H24	下水道事業特別会計の繰出金のうち基準外繰出額を1割抑制する 抑制額 / 基準外繰出額 H22 23,889千円 / 258,036千円 9.3% H23 23,889千円 / 258,036千円 9.3% H24 27,984千円 / 262,131千円 10.7%	総務部 財政課 上下水道部 下水道課	H20年度 抑制額 / 基準外繰出額 1,661千円 / 148,256千円 1.1%

管理No.	54	実施内容プログラム	補助金の見直し			重要度	B
実施概要	平成19年度から補助金等交付基準により見直しを図ってきたが、必要性や妥当性など再検証し、補助金の統廃合や地域間の平準化を図る。		現状	・平成19年度から補助金等交付基準に基づき、事業ごとに要綱を作成し交付してきたが、次の段階として同交付基準に基づき整理統合や廃止を含め検討しなければならない。			
			課題等	・既得権化しないよう常に検証する必要がある。 ・地域ごとの同様の事業においては、基準等を定め平準化する必要がある。			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	 ・栗原市補助金等交付基準に基づく見直しの実施			H24	補助金の整理統合・廃止・平準化 地区間の同様の事業の平準化を図る。その他は、常に整理統合・廃止・見直し等を行う。	総務部 財政課 各関係部 (局)課	



(イ) コスト縮減・合理化

管理No.	55	実施内容プログラム	公用車のコスト見直し			重要度	C
実施概要	公用車のコスト見直し ・車検や法定点検の一括入札方式の実施 ・公用車の集中管理の実施 ・公用車の削減			現状	・使用頻度が高いという理由で専用車として配置しているが、あまり利用されていない状況がある。 ・公用車の予約を年間通して行っているものや予約システムを活用していない車両もある。 ・公用車の老朽化により、維持管理費が増加している。		
				課題等	・車検や法定点検を含め一括管理を行い、管理経費の節減を図る必要がある。 ・公用車の共有利用の促進を図り、台数の削減を図る必要がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討 → 実施 → 見直し実施			H23	公用車のコスト見直し ・車検や法定点検の仕様書や入札方法を決定し、一括入札方式を行う。 ・公用車の集中管理を実施する。 ・老朽車両の廃車や売却により公用車を削減する。 ・一般車両259台のうち平成23年度まで26台削減する。	総務部 財務課	
	・公用車の集中管理の検討 ・公用車の共有利用の推進 ・公用車更新計画の策定						
	・車検や法定点検の一括入札方式の実施 ・公用車の集中管理の実施 ・公用車の削減						

管理No.	56	実施内容プログラム	公共工事のコスト縮減			重要度	B
実施概要	厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて社会資本整備を進めるとともに、所要の機能・品質を保持しながら、公共工事のコスト縮減を図っていくため、「公共工事コスト縮減推進本部」を設置し、「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」等の検討、作成を行う。			現状	・公共工事のあらゆる分野において、コスト縮減を図り、限られた財源で、社会資本整備を行う必要がある。 ・各担当部課の判断で公共工事のコスト縮減に取り組んでいる。		
				課題等	・コスト縮減と、適正な工物品質維持の両立。 ・直接的な工事費の低減に加え、ライフサイクルコスト等の総合的なコスト縮減を検討する必要がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	実施			H23	行動計画策定 時間的コスト、ライフサイクルコスト、社会的コスト、長期的コストなどの総合的なコスト縮減を図る。	建設部 建設課 各関係部 (局) 課	

管理No.	57	実施内容プログラム	アセットマネジメントシステム導入の検討			重要度	B
実施概要	栗原市の所有する建築物、道路、橋梁などの公共施設の多くは、高度成長の時代に建設され築40年前後が経過していることから、今後、予測される改修工事等の経費に莫大な財政負担が伴う。 このことから、厳しい財政負担を踏まえ、先を見据えた計画的な維持管理を行い、施設等の維持管理経費の平準化及び抑制を図ることが必要であることから、アセットマネジメントシステムの導入の必要性について検討する。			現状	・平成17年4月、町村合併により栗原市が誕生し数多くの市道及び橋梁を管理している。 ・市道については2,047路線(延長1,706km)、橋梁については、905橋の維持管理を行っている。 ・市道の2,047路線のうち、幹線(1級・2級)が247路線ある。 ・橋梁905橋のうち、延長が15m以上の橋梁が232橋ある。		
				課題等	・今後、幹線的な路線はもとより、その他路線の維持管理経費が膨大となり、実施にもかなりの年月が掛かることが懸念されることから、維持管理路線の必要性、緊急性を見極め計画的に維持管理する必要がある。		
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	検討 → 実施			H24	アセットマネジメントシステムの導入 市道及び橋梁等を計画的に維持管理することにより長寿命を図る。	建設部 建設課	

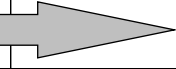
※アセットマネジメント……資産を効率的に管理・運用すること。資産運用。


(ウ) 地方公営企業の健全経営

管理No.	58	実施内容 プログラム	隔月検針の実施			重要度	B
実施概要	水道メーター検針を隔月に実施することにより検針業務委託料等の縮減を図る。				現状	・各支所ごとに検針業者と契約し、毎月検針している。検針日は、各地区ごとに異なり、月初めから月末まで統一されていない。	
					課題等	・関連条例等の改正及び水道電算システムを改修する必要がある。(H21.12議会対応) ・有収水量の算定等のため、検針日を統一する必要がある。 ・隔月検針で、検針日の統一を図ると受託業者の変更が生じるものと推察されるが、これまでの受託業者は各戸のメーター位置を把握していたが、業者が変更となった場合、各戸のメーター位置を特定する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H22	<b>隔月検針の実施</b> 隔月検針による縮減予定額 H22上水道 11,813千円 H22簡易水道 4,502千円	上下水道部 水道課 下水道課	
・隔月検針の実施							

管理No.	59	実施内容 プログラム	水道事業の包括的委託の検討			重要度	B
実施概要	現在委託している浄水場等の運転管理委託業務等の包括的委託を検討する。また、水道メーター検針から料金賦課徴収業務を含めた包括的委託についても検討する。				現状	・現在は、浄水場等の運転管理、保守点検、電気保安管理、夜間警備、環境整備等個別の契約を締結し委託している。 ・電気料、浄水薬品の購入、消耗品等は水道課で購入支払いしている。 ・水道メーター検針については、各支所ごとに業者と契約し、検針結果の取込から料金の賦課徴収は水道課が行っている。	
					課題等	・包括的委託契約を締結する範囲(施設・業務内容)を特定する必要がある。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H28	<b>包括的委託の実施</b> 水道統合計画に合わせて実施する。	上下水道部 水道課	
・包括的民間委託対象事業の調査							

管理No.	60	実施内容 プログラム	既存施設の統廃合による維持管理の効率化			重要度	B
実施概要	下水道3浄化センターのうち鶯沢浄化センター及び花山浄化センター、農業集落排水7処理施設のうち金成沢辺処理施設を廃止し、迫川流域下水道に接続することで維持管理業務の合理化を図り、維持管理コストの縮減を図る。				現状	・下水道3浄化センター及び農業集落排水7処理施設の計10施設の維持管理を行っており、それぞれ動力費、通信費、清掃や機械警備業務、設備等の保守点検業務、汚泥の収集運搬及び処理処分費等の委託費等多額の費用が必要となっている。 ・10施設のうち、3施設については、近傍に迫川流域下水道の管渠が整備されており、それぞれに地形的条件はあるが、迫川流域下水道への接続が可能である。なお、迫川流域下水道石越浄化センターの現有処理能力についても、接続可能な3施設の汚水量の受け入れが可能である。 ・10施設のうち7施設は、供用開始後10年を経過しており、機械及び設備等の経年劣化による故障や破損の発生が多くなってきている。	
					課題等	・迫川流域下水道を含む公共下水道事業の所管省は国土交通省であるが、農業集落排水事業の所管省は農林水産省であり、農業集落排水処理施設を廃して迫川流域下水道に接続するためには、国土交通省及び農林水産省の両省に協議し、許可を得なければならない。	
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
				H26	<b>既存3施設の流域下水道施設への接続</b> 下水道3浄化センターのうち鶯沢浄化センター及び花山浄化センター、農業集落排水7処理施設のうち金成沢辺処理施設を廃止し、迫川流域下水道に接続することで維持管理業務の合理化を図り、維持管理コストの縮減を図る。	上下水道部 下水道課	
・下水道花山浄化センター、農業集落排水金成沢辺処理施設を廃止し、迫川流域下水道に接続するための管渠工事実施設計業務を行う ・農業集落排水金成沢辺処理施設を廃止し、迫川流域下水道に接続するための管渠工事を行う ・下水道花山浄化センターを廃止し、迫川流域下水道に接続するための管渠工事を行う ・下水道鶯沢浄化センターを廃止し、迫川流域下水道に接続するための管渠工事実施設計業務を行う							

管理No.	61	実施内容 プログラム	下水道浄化センター及び農業集落排水処理施設の包括的民間委託			重要度	B
実施概要	浄化センター及び農業集落排水処理施設の管理業務委託の範囲を拡大し、包括的民間委託により運転管理、施設運用管理の効率性を高め、維持管理コストの縮減を図る。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道3浄化センター及び農業集落排水7処理施設の維持管理については、維持管理に係る各種業務の長期継続契約による民間委託を実施し、業務の効率性を高めるとともに、維持管理コストの縮減を図っている。</li> <li>各施設で使用する水処理用薬品の購入については単価契約を行い、経費縮減も図っている。</li> </ul>			
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募による包括的民間委託を導入するため、施設機能報告書を作成する施設及び設備台帳を整備する必要がある。</li> <li>性能発注のための契約条件書、業務要求水準書、施設機能報告書、リスク分担、受託者選定方式及び評価基準等を作成する必要がある。</li> </ul>			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	<b>実施</b> 			H25	<b>包括的民間委託の実施</b> 浄化センター及び農業集落排水処理施設について包括的民間委託を実施する。	上下水道部 下水道課	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3浄化センター及び7処理施設の清掃及び除草業務、機械及び設備等保守点検業務、小破修理、施設消耗品や薬品の調達、動力費等を運転管理業務と併せて、3年間の長期継続契約により委託し、維持管理業務の効率化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募による包括的民間委託を導入するため、施設機能報告書を作成するための施設及び設備台帳を整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注のための契約条件書、業務要求水準書及び施設機能報告書を作成するとともに、リスク分担、受託者選定方式及び評価基準を作成する</li> </ul>				

管理No.	62	実施内容 プログラム	病院事業経営健全化計画の推進			重要度	A
実施概要	市民から信頼される公的病院として、安全で安心できる医療及び質の高い医療を効率的・継続的に提供するためには、経営の健全化を推進する必要があることから、計画期間を平成24年度から平成28年度までとする第2次経営健全化計画を平成23年度中に策定する。 また、計画策定後は、栗原市立病院経営評価委員会における取り組み実績の点検・評価を受け、計画の進捗管理に取り組む。		現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、計画期間を平成19年度から平成23年度とする栗原市病院事業経営健全化計画に基づき経営健全化に取り組んでおり、実績については外部委員会(栗原市立病院経営評価委員会)の点検・評価を受け、かつ、その結果を病院事業ホームページで公表している。</li> </ul>			
			課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年11月に策定した栗原市病院事業経営健全化計画は、医療局内部で策定したものであり、外部の意見等が反映されていない。</li> <li>第2次栗原市病院事業経営健全化計画の策定にあたっては、栗原市立病院経営評価委員会における、これまでの点検・評価結果を踏まえ、かつ、委員会審議を経る必要がある。</li> </ul>			
実施計画	実施時期			達成年度	達成指標 内容・数値	所管部局	参考事項
	H22年度	H23年度	H24年度				
	<b>見直し実施</b> 			H24	<b>病院事業経営健全化の推進</b> 栗原市立病院の経営健全化計画を推進する。	医療局 医療管理課	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に策定した計画の進捗管理</li> <li>第2次計画の具体的な取組事項や設定目標及び計画年次について、内部において原案を策定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に策定した計画の進捗管理</li> <li>第2次病院事業経営健全化計画を策定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次計画の進捗管理(計画に対する実績の点検・評価)を継続的に実施する</li> </ul>				